６ 月 定 例 教 育 委 員 会　会 議 録

１　開　　催　　日　　　　　平成 28 年６月２日（木）

２　開 催 場 所　　　　　新館８階 教育委員室

３　出席した委員　　　　　吉田委員長、森委員、坂元委員、廣岡委員、田渕教育長

４　出席した職員　　　　　諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
平田教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
小西教育総務部参事、大西教育指導部参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、石川学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、中田教育研究所長、
山野教育総務課副課長

５　傍　　聴　　者　　　　　３人

６　議 事 の 要 旨

○　開　　会　　　午後３時 00 分

○　会議録署名委員指名のこと
　吉田委員長、森委員に決定

○　５月定例教育委員会会議録報告承認のこと
　（事務局より会議録朗読報告）
　承　認

○　会議公開の可否決定のこと
　全ての議事を公開することに決定

（専決報告）

1　加古川市立学校校区審議会委員の解職及び委嘱について

（教育総務部次長から説明）

承　認

委　　員　：　ＰＴＡ連合会の代表から委員を選出するに当たり、一定のルール等は存在するのか。

事 務 局　：　ＰＴＡ連合会の総会における協議を踏まえ、推薦をいただく流れとなっている。

委　　員　：　このたび委嘱の対象となっている委員は、加古川中学校ＰＴＡ会長と鳩里小学校ＰＴＡ会長となっており、同一校区からの選出となっている。校区について広く審議するのであれば、できるだけ異なる校区から選出することが望ましいと考えるので、その点について配慮してもらえるようであれば、その旨を事務局から伝えてもらいたい。

委　　員　：　今年度の校区審議会では、どのような議題についての議論が予定されているのか。

事 務 局　：　平岡東小学校区において、大多数の児童が平岡中学校に進学する一方で、城ノ宮団地地区の児童のみ平岡南中学校に進学する状況となっていることを踏まえ、現在、該当の町内会において意見を集約し、校区審議会に提案しようとする動きがあると聞いている。

2　学校薬剤師の解職及び委嘱について

（教育総務部次長から説明）

承　認

委　　員　：　今回のように異動等に伴い勤務先が変更になったことにより、学校薬剤師が交代するケースがあるが、その頻度はどの程度か。

事 務 局　：　昨年度の転勤による交代は１件であった。

３　社会教育推進員の解職及び委嘱について

（教育指導部次長から説明）

承　認

委　　員　：　社会教育推進員について、現在、欠員が生じていると認識しているが、その状況について説明してもらいたい。

事 務 局　：　社会教育推進員としては395名を委嘱しているが、一部の町内会から規定数の推薦がなされておらず。数名程度の欠員が生じている。

委　　員　：　欠員となっている町内会については、最終的に欠員状態のままになるのか。

事 務 局　：　事務局からも町内会に対して強く要望しているが、最終的に欠員状態のままになっているのが現状である。

委　　員　：　欠員状態となっている町内会では、夏祭り等の社会教育行事は実施されているのか。

事 務 局　：　社会教育推進員が欠員となっている町内会については、町内会の役員が中心となり、夏祭り等は実施している。

委　　員　：　社会教育行事を実施する町内会であれば、社会教育推進員の委嘱がなされるべきだと考えるが、事務局はどのように整理しているのか。

事 務 局　：　役員が社会教育推進員を兼ねることが前提となっている町内会では円滑に推薦をいただいているが、役員以外から社会教育推進員を選出することになっている町内会については、推薦が遅れたり、推薦がいただけなかったりという状況になってしまっている。

委　　員　：　町内会の役員が兼ねる場合もあれば、そうではない場合もあるということは理解しているが、社会教育推進員という職は社会教育を推進するために必要不可欠な職であること及び教育委員会という組織が委嘱する職であることを、町内会に改めて認識してもらえるよう事務局には丁寧な説明をお願いしたい。

委　　員　：　地域においても、自治会に属さない方が増えるなど、一般的に役を担うことを避ける風潮が広まりつつあることは事実である。ただ、社会教育推進員に関していえば、欠員が生じている町内会があれば、その状態が許されていると他の町内会の方に誤解されるのではないかという危惧がある。

事 務 局 ：　町内会への更なる周知やエリア代表との協議を含め、今後あるべき姿となるよう事務局として努力していきたい。

委　　員 ：　社会教育推進員には、「地域の行事の実施に向け、夜間に複数回の打合せを行う」といったイメージが浸透しているかもしれない。ただ、社会教育の推進という観点からは様々な活動が挙げられる。例えば子どもたちの通学の安全を確保する「見守り隊」の活動もそれに該当する。今後は、従来のイメージにとらわれず、社会教育推進員の役割を広く捉え、少しでも社会教育の一端を担っていただいている方であれば委嘱の対象とするなど、柔軟な運用を検討しても良いかもしれない。

委　　員 ：　社会教育推進員は、福祉教育推進員も兼ねているため、町内会はもとより、社会福祉協議会とも調整する中で、機能的かつ効率的に活動できる職のあり方をじっくりと時間をかけて検討してもらえればと考える。

４　加古川市少年愛護センター運営協議会委員の解職及び委嘱について
（教育指導部参事から説明）
承　認

委　　員 ：　今年度における青少年育成課の活動状況を教えてもらいたい。

事 務 局 ：　万引き行為等をはじめ、非行の低年齢化が進んでいる状況を踏まえ、今年度は小学校における生徒指導体制を充実させたいと考えており、頻繁に小学校現場にも足を運んでいるところである。

委　　員 ：　学校制度や生活リズムの変化等の環境面の違いなどを意味する「中１ギャップ」という用語があるが、非行に関しても中学校に進学したことに起因して悪化するような傾向はあるのか。

事 務 局 ：　中学１年生では特にそのような傾向はなく、むしろ中学２年生が非行のピークとなっている。中学３年生になると進路の関係等もあり、比較的落ち着いた状況となる。

委　　員 ：　６・３・３制を採用し、中学校と高等学校の期間をそれぞれ３年間としていることは、非行が活発化する中間期間を２年生時の１年間だけに絞ることができるため、非行の抑制に効果があると思われる。

委　　員 ：　中学１年生の期間にどれだけ指導を行えるかが重要になってくるともいえるのか。

事 務 局　:　確かに中学１年生に対する指導も重要ではあるが、やはり小学生の期間も含め、発達段階に応じて継続した指導を行っていくことが非行の抑制につながるものと認識している。

委　　員　:　学校生活等で何か問題を抱えた場合、小学生は親に相談する場合が多いが、中学生になると急に親との距離をとりはじめ、相談しなくなる。その代わりに友達同士での交流が増え、友達同士で助け合うケースが増えてくるが、最近はその友達関係がうまくいかず、孤立化し、結果的に非行に走ってしまう事例があると聞いている。

委　　員　:　青少年育成課においては、問題事案発生後のフォローのみならず、未然防止に尽力してくれていることに感謝している。少しでも問題事案が減少するよう、今後も継続して取り組んでもらいたい。

（協議事項）

1　加古川市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱及び任命について

（教育指導部参事から説明）

原案可決

委　　員　:　「委嘱」と「任命」の区分について、教育委員会関係者である９名が「任命」であり、それ以外の９名が「委嘱」であるという認識でよいか。

事 務 局　:　そのとおりである。

委　　員　:　構成員の半数が学校関係者となっているが、学校関係者の委員はどのような基準で選出されているのか。

事 務 局　:　構成員である教員は特別支援学級の担任であり、対象の子どもたちと実際に接している先生である。これらの委員は審議の際にそれぞれの子どもたちの実態を説明することも可能であり、適正な就学指導を行うに当たっての様々な判断ができるものと考えている。

委　　員　:　適正就学指導委員会における判定と保護者の思いにすれ違いが生じるケースもあると聞いているが、本市の状況を説明してもらいたい。

事 務 局　:　適正就学指導委員会では、様々な観点から検討し、子どもの成長において最も適切な判定を行っていると考えているため、保護者の思いと判定結果が一致しない場合には、学校長を含め、保護者の方に繰り返し丁寧な説明を行い理解を求めているところである。ただ、最終的には保護者が結論を出すことになっており、審議対象の２割程度は、判定結果と異なる就学先になっているのが現状である。

委　　員　:　適正就学指導委員会を開催し、就学先が決定するまでのスケジュールを教えてもらいたい。

事 務 局　:　各学校園において、審議対象とすべき子どもが在籍するかを概ね１学期の間に確認した後、特別支援教育係が中心となり就学相談等を実施する予定である。その後、保護者の同意を得た上で対象となる子どもに様々な検査を実施し、9 月又は 10 月に適正就学指導委員会を開催する予定である。11 月中旬頃には判定結果が示されるので、その内容に基づき保護者と相談を行い、12 月上旬に就学先が決定することになる。

委　　員　:　判定結果には強制力がない中で、保護者の決定が判定結果と異なる事例があるとのことであるが、その背景には、通学の距離や通学手段、友人関係、受け入れる学校の体制など、様々な要因が存在していると思われる。

委　　員　:　保護者が就学先を決定するに当たっては、子ども自身の個性や特徴だけではなく、その子どもを取り巻くことになる環境についても参酌することについては、特筆すべきことであるように思う。

事 務 局　:　一昔前では判定結果どおりの就学を行うケースが５、６割程度であったが、昨年度は８割程度の子どもが判定どおりの就学を行っている。これは、最も望ましい就学のあり方について、学校と保護者がともに考えることができる体制が構築されてきたことの一つの現れであると考える。

事 務 局　:　適正就学指導委員会の対象とする子どもの人数について言うと、５年前は 180 人程度であったものが、昨年度は 280 人程度に増加している。子ども全体の人数が減少傾向にある中、対象人数が増えている背景としては、教育現場において就学前の期間からきめ細かく子どもたちを観察していることが挙げられる。

委　　員　：　特別支援学校では、やはり専門的な対応が可能であり、子どもたちが必要な技術や知識を習得することができる。そのことの重要性に保護者が気付き、途中から特別支援学校に転校させるようなケースもあると聞いている。

委　　員　：　適正就学指導委員会に諮ることができるのは、小学校や中学校に進学する節目にある子どもたちだけなのか。

事 務 局　：　特に節目の時期に限定したものではなく、保護者からの相談等に応じて、随時対象とすることが可能となっている。なお、特別支援学校や特別支援学級に就学するためには、適正就学指導委員会の判定結果が必要条件となっている。ただ、中には通常学級以外への就学を頑なに拒まれている保護者も見受けられるため、そのような方々に特別支援教育の趣旨や制度をいかに理解してもらうかという点が課題であると認識している。

委　　員　：　特別支援教育については、従前から力を入れて取り組んでいるところであるが、それに関する組織や制度の存在があまり知られていないことについては課題であると認識している。そのような中、このたび、リーフレット「この子たちとともに」の改訂を行ったところ、早速効果があったと聞いている。特別支援教育に限らず、教育行政全般について今以上に積極的・効果的なＰＲ活動がなされるよう事務局には期待したい。

委　　員　：　教育委員会制度には、住民による意思決定、いわゆるレイマンコントロールの考え方が根底に存在している。教育委員会議では、単に事務局から提案される議題の是非を判断するだけではなく、その議題の背景として存在している様々な要素や現状について住民目線で意見交換を行い、それを教育行政に反映させていくことが教育委員の重要な役割であると認識している。そして、会議録の公開等を通じてその議論の内容を住民に知ってもらうことも重要であるし、さらに、特に周知を図りたい制度や取組についてはパンフレットを配布するなど教育行政を広く住民にＰＲしていくべきであると考える。

２　平成28年度６月補正予算に係る意見について
（教育指導部参事から説明）
原案可決

委　　員　：　２中学校区にそれぞれ１名ずつのスクールソーシャルワーカーを配置するという認識でよいか。

事 務 局　：　そのとおりである。なお、平成31年度までには全12中学校に配置することを予定している。

委　　員　：　スクールソーシャルワーカーの活動の頻度はどの程度か。

事 務 局　：　週１日の配置を予定している。なお、当該施策の方向性について、３月に県からの情報提供を受けたところであるが、事務局としても今年度の２学期から配置したいという思いであり、この度補正予算として措置しようとするものである。また、予算に関しては県から３分の１の補助があるため、市負担は残りの３分の２となる。

委　　員　：　スクールソーシャルワーカーは、学校内だけに留まらず、家庭や関係機関と密接なつながりを持つようであるが、具体的にどのような仕事内容になるのか。

事 務 局　：　最も重要な役割は、関係機関とのネットワークを構築し、連携及び調整を行うことである。

委　　員　：　スクールソーシャルワーカーを配置することによって、どのような効果が期待されるのか。

事 務 局　：　福祉に関する専門性が高い職であり、学校の枠を超えて関係機関との連携が強化されるため、学校だけでは支援が難しい環境に置かれた子どもたちを１人でも多く救うことができるものと考えている。

事 務 局　：　子どもを取り巻く環境には貧困や疾病をはじめ、様々な要素があるため、学校内の援助資源だけでは対応が困難な状況となっている。スクールソーシャルワーカーがコーディネート役として活躍することにより、問題となっている要素に対して最も効果がある援助資源を活用し、子どもたちの環境を改善してくれるものと期待している。

委　　員　：　スクールソーシャルワーカーはコーディネート役とはいえ、関与する内容は非常に広範囲であり、それぞれの分野における高度な専門性が求められる中で、週に１日程度の配置では経験を積み重ねることが難しいのではという思いもある。また、当事者である子どもの周囲の人間がスクールソーシャルワーカーの関与を受け入れず、問題が表面化することを避けようとするケースもある。そういった場合に更に踏み込める権限を与えることや、配置日数を増やすことなど、今後は事業の拡大を検討する必要があると考える。

事 務 局　：　県内の他自治体でも本市と同様にスクールソーシャルワーカーを採用しようとする動きが見られる中で、本事業の礎となる優秀な人材を確保することが当面の課題である。できるだけ早くスクールソーシャルワーカーを配置し、事務局も全面的にバックアップしながら十分に活用できるよう、準備を進めていきたい。

○　次期定例教育委員会予定日のこと

７月 14 日（木）午後２時から開催することに決定

○　教育委員諸報告

〔吉田委員長から〕

（１）兵庫県市町村教育委員会連合会 定時総会及び研修会について

平成 28 年５月 13 日（金）に姫路市の「イーグレひめじ」にて開催された。新教育委員会制度における教育委員の役割等に関する講演や、新教育委員会制度の内容を参酌して改訂された「教育委員必携」の配付などがあった。

（２）指導主事研修会について

平成 28 年５月 19 日（木）に勤労会館にて開催された。講師として出席し、教育との関わりや教育観などについて話をさせてもらった。教育委員の考えを指導主事に伝える良い機会であると思うので、今後は他の教育委員にも講師として積極的に参加し、思いを述べてもらえたらと考える。

○　教育総務部長諸報告

（１）インフルエンザ疾患等による学級閉鎖の状況について

５月 17 日（火）から５月 18 日（水）の２日間、川西小学校の５年生の１学級で「インフルエンザ」による学級閉鎖を行った。

（２）就学援助の申請受付について

就学援助の申請受付が、６月１日（水）から始まった。６月１日（水）から６月 10 日（金）まで集中受付し、その後は随時受付となる。

以上、２件について報告

○　教育指導部長諸報告

（１）加古川市トライやる・ウィーク推進協議会・実行委員会について

実施に向けて５月 20 日（金)、推進協議会・実行委員会を開催した。

（２）初任者研修について

加古川市教育委員会が実施する３日間の初任者研修の内容が決まり、最初の初任者研修を、５月 24 日（火)、加古川養護学校を会場にして実施した。

委　　員　：　毎年、加古川中学校の初任者が鶴林寺に訪れてくるが、これはカリキュラムに含まれているものなのか。

事 務 局　：　カリキュラムに含まれているものであり、社会体験研修の一環として、校区内の事業所等を訪問することになっている。初任者版の「トライやる・ウィーク」のようなものと捉えていただきたい。

（３）学校園訪問の実施について

前期に実施する学校園訪問の担当者が決定した。

（４）加古川市社会教育・福祉教育推進員全市研修会について

５月 22 日（日）に、第１回「加古川市社会教育・福祉教育推進員全市研修会」を開催した。

委　　員　:　教育長や教育指導部長が来賓として参加しているが、教育委員会が主催となって開催しているのではないのか。

事 務 局　:　主催者は加古川市社会教育・福祉教育推進員である。12 名のエリア代表者が中心となり、開催されているものであるが、具体的な事務については社会教育・スポーツ振興課や社会福祉協議会が担当している。

委　　員　:　加古川市社会教育・福祉教育推進員が主催者ということは、全市研修会を開催する、開催しないの決定権を加古川市社会教育・福祉教育推進員が有していることになる。社会教育の推進にとって重要な意味のある全市研修会は、加古川市教育委員会が主催するべきだと考えるため、今後検討してもらいたい。

委　　員　:　学校園が主催する行事についても、教育委員会の職員が来賓として参加するケースも見受けられる。主催者と来賓のあり方も含め、事務局には可能な範囲で整理をお願いしたい。

委　　員　:　主催者や来賓の位置付けを明確にしておかないと、来賓はどの立場で発言したらよいのか困惑してしまうと思う。

委　　員　:　先ほどの意見にあったように、加古川市教育委員会が主催すべきという考え方もあるが、一方で、市民参画の観点から、社会教育推進員が主催するのも一つだとは思う。ただ、その場合は予算や実務も含めて、自主的な運営が可能な体制が構築されていることが望ましい。いずれにしても、事務局には明確なスタンスを打ち出してもらいたい。

以上、４件について報告

○　閉　会　　　午後４時 30 分